

松江市教育委員会告示第 5 号

松江市個人演説会等の施設の設備等に関する定め及び公職の候補者等の納付すべき費用の額の件（平成 20 年松江市教育委員会告示第 11 号）の一部を次のように改正する。

令和 8 年 4 月 21 日



松江市教育委員会 教育長 青木佳子

次の表により、改正欄前に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後								改正前							
1 公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第119条第2項の規定による施設の設備の程度その他施設(設備を含む。)の使用に関する定は、次のとおりとする。								1 公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第119条第2項の規定による施設の設備の程度その他施設(設備を含む。)の使用に関する定は、次のとおりとする。							
営造物 の名称	使用する屋室		面積 (m ²)	照 明	演 壇	設 備 等	使用に 関する 定め	営造物 の名称	使用する屋室		面積 (m ²)	照 明	演 壇	設 備 等	使用に 関する 定め
	種別	個数							種別	個数					
略								略							
松江市 立鹿島 東小学 校	〃	1	1,145	〃	1	〃	〃	松江市 立鹿島 東小学 校	〃	1	1,144	〃	1	〃	〃
略								略							
松江市 立出雲 郷小学 校	〃	1	1,010	〃	1	〃	〃	松江市 立出雲 郷小学 校	講堂	1	1,010	〃	1	〃	〃
松江市 立揖屋 小校	講堂	1	864	〃	1	〃	〃	松江市 立揖屋 小学校	〃	1	864	〃	1	〃	〃

略							
松江市	〃	1	941	〃	1	〃	〃
立意東							
小学校							
略							
松江市	〃	1	1,129	〃	1	〃	〃
立宍道							
中学校							
略							
松江市	保育	1	56	〃	1	〃	〃
竹矢公室							
民館							
略							

略							
松江市	〃	1	906	〃	1	〃	〃
立意東							
小学校							
略							
松江市	〃	1	1,576	〃	1	〃	〃
立宍道							
中学校							
略							
松江市	〃	1	136	〃	1	〃	〃
竹矢公							
民館							
略							

附 則

この告示は、令和8年4月21日から施行する。